

第1回板橋区地域保健福祉計画推進協議会 会議録

会議名	令和3年度 第1回板橋区地域保健福祉計画推進協議会
開催日時	令和3年6月30日(水) 午後2時30分～午後4時30分
開催場所	災害対策室
出席者	<p>[委員] 16名(敬称略)</p> <p>和気康太(会長)、上野容子(副会長)、斉藤英治、小林颯、小林英子、相田義正、長澤重隆、坂本寛、奥永和満、藤井亜紀子、渡邊理津子、日下部尚、大矢京子、坂東愛子、松村良子、福司慶子</p> <p>[区長] 坂本健</p> <p>[事務局] 4名</p> <p>榎木恭子(福祉部長)、代田治(福祉部生活支援課長)、長谷部理恵、持田恭子</p>
傍聴者数	4名
議 題	<p>1 委嘱状伝達式</p> <p>(1) 開会</p> <p>(2) 区長あいさつ</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 「板橋区地域保健福祉計画 地域でつながるいたばし保健福祉プラン2025」実施計画2025 策定の方向性について</p> <p>(2) 今後のスケジュールについて</p>
配付資料	<p>資料1 「板橋区地域保健福祉計画 地域でつながるいたばし保健福祉プラン2025」実施計画2025(策定の方向性)</p> <p>資料2 板橋区地域保健福祉計画推進協議会委員名簿</p> <p>資料3 板橋区地域保健福祉計画推進協議会設置要綱</p> <p>資料4 板橋区地域保健福祉計画推進協議会傍聴規程</p> <p>資料5 策定スケジュール</p> <p>参考 板橋区地域保健福祉計画 地域でつながるいたばし保健福祉プラン2025 「実施計画2021」計画書冊子</p> <p>参考 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援(厚生労働省作成資料より引用)</p>

1 委嘱状伝達式

(1)開会

事務局：皆様、こんにちは。定時になりましたので、これより令和3年度第1回板橋区地域保健福祉計画推進協議会を開催いたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症防止のため、マスク着用、出入の消毒にご協力いただいております。また、適宜の換気のためドアを開けたままとなっておりますがどうかご理解いただければと思います。なお、協議会につきましては、会議体及び資料につきまして、原則公開とさせていただきます。なお、本日傍聴の方もいらっしゃいますので、ご承知おきいただきますよう、重ねてお願いいたします。

初めに委嘱式を執り行います。

委員の委嘱期間は本日から今回策定する計画の策定日までとなっております。令和4年3月末までを予定してございます。今回の委嘱式については、新型コロナウイルス感染症対策のため、委嘱状の手渡しは省略させていただき、事前に委員の皆さまの机の上に委嘱状を置かせていただいておりますので、ご了承下さい。それでは、委員の皆様のご紹介をさせていただきますので、私の方からお名前をお呼びいたします。恐れいたしますが、ご起立いただきますようお願いいたします。

(委員の紹介)

それでは、続きまして坂本区長からご挨拶を申し上げます。

(2)区長あいさつ

区長：皆様、こんにちは。今日は大変お忙しい中をお集まりいただき、また、令和3年度第1回板橋区地域保健福祉計画推進協議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、このたびは委員にご就任いただきましたことに対しまして、改めて感謝を申し上げます。

板橋区では、平成28年に「板橋区地域保健福祉計画 地域でつながるいたばし保健福祉プラン2025」を策定いたしました。現在は、その計画の第1期実施計画に基づきまして、重点取組を進めているところでございます。皆様には、令和4年度からの第3期実施計画2025の策定についてもお力添えをいただくこととなります。何とぞよろしくようお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、日常生活における行動様式の変化、また、経済活動の影響による雇用情勢の悪化などによりまして、地域における孤立の深刻化や、生活困窮世帯の増加などが懸念されているところでございます。

これらの事情を踏まえまして、次期実施計画の策定におきましては、高齢者、子ども、障がい者など、世代や分野を超え、人と人、人と社会資源が繋がり、支え合うという包括的な支援体制の整備が今後のテーマになると考えております。

また、板橋区の重点戦略の一つであるSDGs戦略ビジョン「誰一人取り残さない安心・安全なまち」の視点を取り入れた施策の展開を目指したいと考えています。

ぜひ、皆様には、板橋区の実情にあわせ板橋区全体の連携体制により、地域共生社会のまちづくりの実現に向けたご意見を活発に頂戴したいと願っております。

最後になりますけれども、計画の策定に対するご協力と、区政に対する変わらぬご理解、ご支援をお願い申し上げまして、簡単ではございますけれども、挨拶に代えさせていただきます。

皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

(区長退席)

2 議題

- (1)「板橋区地域保健福祉計画 地域でつながるいたばし保健福祉2025」実施計画2025 策定の方向性について

事務局：それでは、会議の議事に移らせていただきたいと思います。

板橋区地域保健福祉計画推進協議会設置要綱第4条第2項におきまして、会長は委員の皆様の互選により選出することとされております。委員の皆様におかれましては、選出に当たり、ご意見、ご異議がありましたらお願いいたします。

(委員互選により和気委員を会長に選出)

事務局：それでは、会の運営を和気会長の方にお渡しいたしますので、よろしくお願ひいたします。

会長：ただいま会長に互選いただきました、明治学院大学の和気と申します。どうぞよろしく願いいたします。板橋の計画では、高齢者保健福祉、それから、介護保険事業計画に長らく会長職に関わってまいりました。私は、今は国立市の方に住んでいるのですけれども、以前、子どもが小さいとき常盤台に住んでおりました、保育園にも随分お世話になりました。そんなこともありまして、板橋はよく知っております、何か愛着があるところということと思い出があるところということもありまして、依頼がありました時にお引き受けをいたしました。

従来、高齢者保健福祉の方はずっと関わらせていただいていたのですが、今回、初めて地域福祉計画ということをお引き受けするということになりました。その理由は、一つは「エイジング・イン・プレイス」という、AIPというのが非常に板橋は有名でして、要するに高齢化社会が進んでいく中で、それを受け止めて、そういう地域をつかっていこうということにして、かなり早くからそういうコンセプトといいますか、板橋は考え方を打ち出していて、恐らく、23区の中で、ほぼトップランナーに近いような形で進んでいるのではないかなというふうに思っています。

最近、色々なところで講演などをすると、「エイジフレンドリーソサエティ」というのをよく聞きます。あるいは、「エイジフレンドリーコミュニティ」。「エイジレス」という言葉があります。「年齢をなくす」みたいな意味なんですけれども、ほどなく、国民の3人に1人が65歳以上の高齢者になる。あるいは、もっと進むと4人に1人が75歳以上の後期高齢者になるといったときに、エイジレスの社会というのは難しいのではないかと。むしろ、それを正面から受け止めて、エイジフレンドリー、つまり、友達のように親しく付き合っていく、そういう社会をつかっていく、あるいは、そういう地域社会をつかっていくということが大事なのではないのでしょうか。

そういう意味でいいますと、我々の領域では「地域福祉」というふうに言えますけれども、そういうものを進めていくということが大事になるのではないかなと。これは、もちろん、誤解のないように申し上げておくと、高齢者だけよければいいということではなくて、障がい者や児童や、貧困、低所得の問題、そういう問題全てに関わってくることだと思っておりますけれども、ぜひ、そのような社会を、地域をつかっていきたいというような思いもありま

して、今回、お引き受けすることになりました。

国では、地域共生社会、後で事務局の方からもご説明があると思いますが、いわば地域福祉改革のようなことを、かなり強力に進めているということもありますので、板橋区もそれを受けて、ぜひ、いいシステムといいですか、仕組みをつくり、多くの区民の方々が地域福祉活動に参加し、あるいは社会福祉に関心を持つというようなことの一つのきっかけになればいいかなというふうに思っています。

長くなりましたけれども、そういうような思いで会長をお引き受けしたということをお伝えして、私の挨拶にさせていただきたいと思います。

では、続いて、板橋区地域保健福祉計画推進協議会設置要綱第4条第2項の規定に基づきまして、副会長を指名させていただきたいと思います。私としては、上野容子委員に副会長をお願いしたいと思いますが、皆様、いかがでしょうか。

(委員拍手、副会長選出)

会 長：では、上野委員、どうぞよろしくお願いいたします。

会 長：では、次に、事務局の方のご紹介を、よろしくお願いいたします。

(事務局の紹介)

(配付資料の紹介)

会 長：それでは、協議会の体制が整いましたので、第1回の板橋区地域保健福祉計画推進協議会を開会させていただきたいと思います。本日の協議会は、コロナ感染症拡大防止の観点から1時間半ぐらいの開催を予定しています。時間の短縮の運営について、皆様のご理解とご協力をお願いしたいと思います。

まず、議題(1)「板橋区地域保健福祉計画 地域でつながるいたばし保健福祉プラン2025」実施計画2025策定の方向性について、まず、事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

事務局： それでは、資料1の方ですが、本文に入る前に、こちらは、最初にまず、計画策定の目的とあるんですけども、板橋区の計画では「地域保健福祉計画」となっておりますが、国の方では「地域福祉計画」となっております。

地域保健福祉計画ですが、昭和26年に社会福祉事業法が制定されて以来、あまり法律的な変化がなかったわけなんですけども、平成12年6月に社会福

祉法として改正されました。その際に、市町村の地域保健福祉計画や、都道府県の地域福祉支援計画が新たに規定されてございます。

当時、この一連の法改正の本流としまして、福祉サービスの利用者を弱者保護の対象としてではなく、個人の自立と自己実現を支援する観点から、利用者サービス提供者との対等な関係を確立した、いわゆる措置から契約へと考え方が変わったものでございます。そういった観点で、当時は「社会福祉基礎構造改革」と呼ばれていたものでございます。

そして、この地域福祉計画につきましては、地域福祉推進の主体であります地域住民等の参加を得まして、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局を始め、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定して、計画的に整備していくことを内容としているものでございます。

それでは、本文になりますけれども、まず、第1章、板橋区地域保健福祉計画の基本的な考え方をご覧ください。

1の計画策定の目的でございます。板橋区は、平成28年3月に、10か年の個別計画としまして、板橋区地域保健福祉計画を策定してございます。その間、少子高齢化や、核家族化の一層の進行、地域のつながりの希薄化、価値観の多様化や、家族や地域社会の変容などによって、地域生活における課題が複雑・複合化し、対応が困難となる場合や、制度の狭間で公的支援が届かないなど、地域社会を取り巻く環境は大きく変化してございます。

国は、こうした社会状況の変化や課題への対応を図るために、平成29年5月に社会福祉法を改正しまして、市町村の地域福祉計画を各福祉分野における共通事項を定める上位計画として位置づけております。そして、地域生活課題解決のために必要な施策や体制の整備を行い、各福祉分野を超えて取り組むべき事項などを定めてございます。また、この法改正において、包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項が計画に盛り込むべき事項として新たに追加されました。板橋区におきましても、この法改正を受けまして、平成31年1月に地域保健福祉計画を、従来の個別計画から、各福祉分野における共通事項を定めた上位計画として位置づけまして、地域共生社会の実現に向けた改定を行ってございます。

今回のテーマとなります実施計画2025は、超高齢化社会の到来や、自然

災害の増加、新型コロナウイルス感染症の影響により、新たな日常への対応など、複雑・複合化する新たな課題に対して包括的な支援を行い、全ての人とともに支えながら安心して暮らすことができる地域共生社会の実現をめざすとともに、板橋区の地域福祉を持続的に推進していくため、国際社会の共通の目標でございます持続可能な開発目標（SDGs）がめざす、「誰一人取り残さない社会の実現」を福祉の視点に取り入れ、社会的孤立や排除を防ぎ、お互いが支え合える地域をつくることで、住み慣れた地域でつながる保健と福祉のまちなの実現を推進していきたいと思っております。

それでは、2ページ目の2、計画の位置づけでございます。板橋区の将来の望ましいまちの姿を示した長期的な指針でございます板橋区基本構想を踏まえ、その実現に向けた中期的な施策体系を明らかにし、各政策分野における個別計画をまとめたものとして「板橋区基本計画2025」が策定されております。

この基本計画2025に基づく施策を着実に推進していく短期的なアクションプログラムとして「いたばしNo.1 実現プラン2025」があり、地域保健福祉計画は、「いたばしNo.1 実現プラン2025」との連携・整合を図りながら策定してまいります。また、地域保健福祉計画は、各福祉分野の上位計画として位置づけられるため、具体的な施策や事業等の詳細については、それぞれの個別計画において進捗・管理を行ってまいります。

各計画との関連性につきましては、3ページの中ほどにございます図-1 板橋区地域保健福祉計画と関連する諸計画との関係に図示したとおりでございます。今年度は、図の右側の中ほどにございます板橋区社会福祉協議会の板橋区地域福祉活動計画の策定の年でもございます。こちらの方の進捗と綿密に連絡を図りながら、相互に補完・補強し、ともに共通目標であります地域共生社会の実現をめざしてまいりたいと考えてございます。

なお、2ページの下枠で囲ったものにつきましては、社会福祉法の抜粋で、第107条でございます。こちらに、市町村の地域福祉計画として、地域における共通して取り組む福祉施策など、この5項目に取り組む内容としているところでございます。

次の計画期間ですが、3ページのこちらの下の方になります。こちらの方に、下の図-2の計画期間でお示したとおり、板橋区地域保健福祉計画は平成28年度から令和7年度までの10年間の計画となっておりますが、この

計画を3期の実施期間に分けて、実施計画として進捗管理を行っております。今回策定いたします実施計画2025の計画期間は、この令和4年度から令和7年度までの4年間というふうになっているところでございます。

次に、4ページの第2章の計画の背景になります。まず、1番目の板橋区の現状につきましては人口統計などの資料になっております。まず、(1)の総人口の推移につきましては、こちらの板橋区人口ビジョン、2020年から2045年までのものを引用しておりますが、こちらの将来の見込みの数値につきましては、新型コロナウイルスによる感染が反映される前のデータとなっております。現在のところ区が公表しているのは、このデータが最新値となっておりますので、その辺はご理解いただければというふうに思います。あと、板橋区におきましても、令和12年度をピークに総人口の減少を見込んでおります。

また、(2)以降の増減につきましては記載のとおりでございますが、訂正箇所がございます。8ページの(8)のところになりますが、こちらの生活保護受給世帯・人員数の推移につきまして、文中の「31.8%」につきまして、「31.8%」の誤りとなっております。桁が一つずれております。「31.8%」になってございます。また、表中のパーセンテージの表示ですが、こちらにも「%」となっておりますが、「‰」の誤りでございます。大変申し訳ございませんでした。そして、9ページ目。こちらの見出しの3ですが2、実施計画2021の検証と課題というふうには、3を2に訂正させていただければと思います。申し訳ございません。

なお、こちらにつきましては、前回策定しました実施計画の振り返りですが、将来像につきましては、「住み慣れた地域でつながる保健と福祉のまち」としてございます。そして、基本理念は三つを挙げてございます。基本理念1としましては、「互いがつながり孤立しない～ネットワーク～」、同じく、基本理念2につきましては、「互いが支え合い助け合う～コミュニケーション～」、基本理念3につきましては、「すべての人が認め合い住みやすい～ユニバーサル～」となっております。そして、この基本理念ごとの総評と重点取組の評価につきましては、10ページ以降に記載してございます。

まず、10ページの基本理念1「互いがつながり孤立しない～ネットワーク～」の総評でございますが、「実施計画2021」では、社会的孤立の問題や

分野が絡み合う複雑な地域生活課題を解決するため、地域住民やNPO、社会福祉法人等、地域の多様な活動主体が連携し、支え合う取り組みを支援するとともに、世帯全体の複合化・多様化した課題を受け止め、所管を超えて連携し、解決する体制の構築をめざしてきました。重点取組として掲げた四つの取組では、社会的に孤立しやすい高齢者や障がい者、子育て世帯などが抱える課題に対して、関係機関が連携しながら地域の社会資源へ繋ぐ仕組みづくりが進んでおります。

今後は、複雑・複合化している課題に対応するために、地域生活課題の整理を行い、行政や関係機関、地域で活動する支援者が互いに連携しながら、世代や属性を超えた包括的な支援体制を構築していくために、更なる地域力の強化が必要と考えております。

11ページの基本理念2「互いが支え合い助け合うコミュニケーション」の総評でございますが、こちら、実施計画2021においては、日頃から顔の見える関係をつくり、つながりを持つことで、制度の狭間に落ちることのないように支え合いの意識の醸成をめざしてきました。重点取組の四つの取組では、誰もが支え手にも受け手にもなり、課題を共有しながら地域づくりを行う意識の醸成にもつながってきました。また、地震などの自然災害においては、地域住民の日頃からのつながりが行政支援に届くまでの繋ぎとなっております。

今後は、共助・互助のつながりを大切にするとともに、地域住民の社会的孤立や制度の狭間の問題への対応に向けて、貧困の連鎖を断ち切る仕組みづくりや地域資源の活用方法の拡充を進めていく必要があります。

そして、12ページの基本理念3「すべて人が認め合い住みやすい～ユニバーサル～」の総評でございますが、こちら、実施計画2021においては、お互いを尊重するなど、人権意識の普及啓発と向上を図り、誰もが暮らしやすい社会を目指してきました。重点取組の四つの取組では、ハード、ソフトの両面からユニバーサルの視点を推進し、ソフト面ではダイバーシティ&インクルージョンやユニバーサルデザインの普及啓発、ハード面ではユニバーサルの視点を取り入れ、小豆沢スポーツフィールドのリニューアルオープンや高島平地域のまちづくりの再生に向けた検討を進めております。

今後は、コロナ感染症の影響もある中で新しい日常に合った誰もが住みやすい地域づくり、誰もが多様性を認め合える社会をつくっていく必要があります。

なお、各基本理念の重点取組につきましては、記載のとおりでございます。

まず、第1章と第2章についての説明は以上になっております。

会長：どうもありがとうございます。では、ここまでに、何か、ご質問、あるいはご意見のある方は、いかがでしょうか。私から質問をさせていただきたいんですが、評価をするというのはすごく重要なことになってきていると思うんですね。進行管理と言ってみたり、評価と言ってみたりなんですが、所管をしている事業の評価というのは、どういうふうにお考えなのかという点について聞かせていただけますか。

事務局：私どもが直接行っております事業評価につきましては、実際に担っているところから、数量や数値も含めて達成状況がどうなのかということの評価しているところでございます。

また、一方で、色々な関連課もございますので、そういったところにつきましては、各所管課で調査する中で、数値的なものや目標の到達度がどうなのか評価を行っているところでございます。

会長：今回でなくてもいいと思うんですが、具体的な事業として、こういうことをやっているということで、それを数値で何%到達したとか、きちんと示していただくということは可能でしょうか。

事務局：個々の事業につきましては、実施計画2021の方の冊子で掲載しているところでございますが、上位計画ということもございますので、細かな数値は表現していないところでございます。ただ、個別計画の中で、数値の確認、数値の目標というのは挙げてございますので、こちらの方では見えないところではございますが、それぞれの個別計画の中で数値等も測っているところでございます。

会長：例えば、私が会長をやっている高齢者保健福祉と介護保険事業計画というのは、かなり、そういう面ではっきりと数字が出ていて、例えば、3年後にデイサービスはこれだけにしようということにして、保険料は幾ら、今回は何%までいった、ここができなかったから、なぜ、30%分は到達しなかったんだろうということを分析して次の計画に使っていくことをやっていて、恐らく、専門ではありませんが、障がいとか児童の領域というのも、多分、そういうことをやっているはずなんです。つまり、ベンチマーク方式といいますけど、具体的な数字を掲げて、そこへ到達しているかどうかを確認し、到達しなかつ

たら、なぜなんだということで、次の対策を考えていくというようなことをやるんですが、地域福祉の方は、そういうコンセプトというか、考え方はどこまで浸透しているんですか。

事務局：なかなか数値目標というのは書きづらい分野ということもあります。よくあるのは、相談件数がどうなのか、そういった推移につきましては、統計的な処理は行っているところがございますが、標準的な数値だとか、望ましい数値というのは出せないというところもございますので、そこら辺の指標については、いまだに明確な答えは出せないような状況ではございます。

会長：地域福祉計画は、法制化されてもう20年近くなるんですね。先ほどご説明がありましたけど、2000年の社会福祉法の改正の時に、初めて出てきたわけですね。地域福祉計画と呼ぶものは、それ以前もありましたけど、はっきりと社会福祉法107条に地域福祉計画を各市町村につくりなさいということが出てきた。それ以来、もう20年ぐらい経っていて、多分、3年なり、5年なりで回しているから、もう3回も、4回も改定しているんですが、非常に曖昧だといわれる理由の一つが、いわゆる理念計画になっているわけですよ。理念だけがあって、この方向で頑張らしましょうみたいなことが書いてあって、実態はどうなんですかというのと、そういう数量的なものが何もないので、何となく最後の評価のときにも、よくできました、花丸、そういう話で終わってしまうということで、厳しく問い詰められることはないということがあるかと思うんですね。

あるいは、相田さんが会長をされている社会福祉協議会に実行部隊のところにお任せして、「あとはよろしくね」ということで終わってしまうというようなことになっているということなので、それを、また今回もやりますかということをお聞きしたかったんですね。きちんと目標を示して、どこまでやるのか。特に、上位計画になったら、更に曖昧になってしまう可能性があるわけですね。方向性だけ書いてあるというようなことではなくて、具体的に、どういうものが地域福祉なのか、それは、現状どうなのか、この数値なのか、だから、これをここへ引き上げますよ、そのためには予算措置をこれだけしますよ、実施計画でやりますよというようなことをして、ただ単に理念を言うだけではなくて、具体的に進めていくんだというようなことを詰めた方がいいのかなと。

委員：直接ではないんですけど、確かに数値化するのは非常に難しい。民生・児童

委員の活動にしても、どれだけの箇所を回ったのかとか、ワクチンを打った人が何人いて、打ちたい人が何人いて、打ちたくない人が何人、そういう数値を出すということはできるんですけども、福祉がどこまで進んだのかというのを数値で表すのは非常に難しいんですけども、この計画の中で、例えば10ページにある地域包括支援センター、おとしより相談センターの場合、これは、きちんと3か月おきに1回とか、各地域包括の成績がきちりとした数字で公開されて、検討もしているというような、今日頂いた資料の中には余り数字がはっきり出せるものではないという、出す必要がないのかもしれませんが。でも、現実には、別に区の肩を持つわけじゃないんですけども、それぞれの各事業の部とか課というところでは、きちんとした数字、目標を立てて活動しているというふうに、僕は色々な会議に出させていただいて感じています。ただ、それを区民に分かるように見せていくということは、板橋は下手だというふうに思いますけどね。

事務局：実施計画の作り込みはこれからですので、どのような形で区民の皆様に分かりやすい計画とさせていただくべきか、研究させていただければというふうに思っております。

会長：もう予算はとれないから難しいとは思いますが、何年もかけて計画をつくるわけではないので、難しいとは思いますが、例えば、さっきから繰り返し出てきている、国がやっている地域共生社会の一つのキーワードは「我が事」ということなんですね。キャッチコピーが「我が事・丸ごと」といって、要するに「我が事」というのは何かというと、他人の痛み、他人の問題を自分のこととして捉えるような地域社会、例えば、目の前にホームレスの人がいたら、そのままずっと通り過ぎるんじゃなくて、その人に声をかけるなり、手を差し伸べるなり、そういう社会にするんだという話なんですね。

これは、別に誰一人として反対はしないんですが、めざすべき目標の姿としてはそうなのかもしれないけど、現実にはどうなんですかという話があるわけですね。そうしたときに、例えば、区民の福祉意識調査みたいなものを作って、実際にこの福祉計画をやってみてその数値が、終わった後にどういうふうに変化しているのかというようなことを見て、確かに区民の人たちは福祉の問題を「我が事」として感じるように変化してきているというようなことを見せるということが、私が言っている評価をするということなのかなと。

もちろん、計画だけでいいんだというわけではないですよ。計画の下に、色々な事業があつて、区民の人が色々な活動をすることによって区民全体の意識が変わっていく、そういうことをやっていかないと、それはほとんど意味がないことだというふうに、言い過ぎなんですけど、そう思っています。

それから、「丸ごと」というのはこれから出てきて、これは、私はかなりできるんだというふうに思います。

後で、重層的支援体制整備事業の話も出てきますが、要するに、分野別にみんな塊になっているものを、地域で一緒にやりましょう。そのために、庁内のシステムを変えていきましょう。これは、部長たちと区長が本気になってやれば大丈夫、やろうと思えばできます。

ただ、「我が事」の方は、そんなに簡単ではないので、しっかりと、数量的なとか、定量的な評価を繰り返して行って、明らかに区民の意識が変わっていくというようなことを証明して見せるということは大事なことだと思っています。その意味でいうと、何か中途半端な気がしますけど、区民の意識調査みたいなことというのは、板橋区としてやっているんですか。

事務局：基本計画とか、そういった大きな計画では、定期的には意識調査というのをやっておりますので、数年間に1回ではありますけれどもアンケート調査しているところではございます。

会長：もしそうであれば、そういう資料を、見せていただいて、今、どういう状況かというふうに出していただくと、委員の皆さんも色々ご意見を出しやすいと思いますので、ご検討いただければというふうに思います。あとは、いかがでしょうか。

委員：うちの団体は、乳幼児から小学生ママ、多岐にわたる会員がいるんですけども、私自身も小学生の息子がおりまして、あいキッズに入らせていただいて、私自身は保育園経営をしていますので、フルタイムのママとして預かってもらっているんですけども、小学生の高学年からは、基本的には、皆さん、行っていないようで、あいキッズに子どもが行きたがらないということで、みんな自宅で過ごしているみたいなんですね。

うちは保育園経営もしてまして、働いているママというのが格段に増えてきて、今から新しく仕事復帰するという方も、潜在的な待機児童ということでどんどん増えてきている印象を受けるんですが、小学校に上がったときに、子

育てと仕事の両立ということで、子どもがどういうふうに過ごすかというのは、本当に保護者さんたちが困ってしまっていて、板橋区さんは、ほとんどの方があいキッズさんに預けることができるんですが、それが、どうしても2年生とか3年生までしか子どもたちが行きたがらないので、高学年の子たちの行き場が本当にないようなんですね。

うちも、もうそろそろ3年生、来年になったら本当にどうしようかなって不安になってしまっていて、そういう子たちが過ごす場というのが、この仕組みの中に、何か計画としてどこか一部に検討されているのか、今の資料を見る限りでは私の方で理解できなかったもので、教えていただけたらと思うんですけども。

事務局：いわゆる学童保育のところの話だと思います。確かに、高学年になると余り行かなくなる傾向が強いということはあると思います。区の施策としまして、児童館をもっている職場もあるんですけども、それ以外に、大きな福祉という観点から、子どもの居場所づくり事業ということで、色々と、子ども食堂で尽力いただいている団体さんもこの中にいるんだと思うんですけども、そういった地域社会の中でお子様が行きやすい場所、そういうところの開拓に努めているところでございます。

委員：例えば、今のお話しは、子どもの居場所づくりで、新しい場所をつくるということなんでしょうか。子ども食堂のみですか。

事務局：ほかにも、学習支援事業など、そういったところもあって、それ以外にも施策の展開はしているところではございます。あと、学童で自由に子どもが使える時間帯とか、そういったような話もあると聞いておりますので、それぞれ地域の中での場所の提供というか、そういった施策はあるというふうに聞いてございます。

委員：ありがとうございました。

会長：大事なご指摘で、そういう制度の狭間や新しいニーズのような、今まで制度はそれなりにあるんだけど、なかなか利用できない、学童に行かなくなった子どもたちはどこに行っているんだとか、その受け皿をどうやってつくるんだというような話とか、そういう話を全部出していただくというのも本当はあるんですね。お気づきのところで、こういう制度はあるんだけど利用できないとか。

ごみ屋敷が一番典型ですけど、全く新しいニーズですよ。どこにもないん

ですよ、対応する法律が。ごみ屋敷法なんてないので、今まで見たことがないような問題が出ている。しかし、社会福祉が対応しないといけないというような問題が出てくるわけです。そういうものをどうつくるのかとか、それから、制度はあるんだけどなかなか使えないようになっている、使わない人がいるとか。また、ダブルケアや8050問題とかと言われている制度の谷間にスポンと落ちちゃっているというような話とかもある。

実は、そういうことをこういう場で議論をして、何ができるんだろうかという話を詰めていくというようなことが大事なのかなというふうに思っています。忘れないうちに言うておくと、残酷な言い方で申し訳ないんですけど、今までの福祉というのは、靴に合わせて足を切っていたんですよ。これから大事なのは足に合わせて靴を作ることなんですよ。そういう方向へガラッと変えようという、これはもう20年以上、30年、40年前から実は言われていたことなんですけど、ようやく厚労省も重い腰を上げて、こういう地域共生社会という中で、足に合わせて靴を、皆さん、自治体を中心になってつくってくださいねというふうに言い始めたということなので、今のご指摘は非常に重要です。ぜひ、受け止めていただいて、そういうのを少し、皆さんから出していただくということがいいと思います。

委員： 前回の実施計画2021でも委員として関わらせていただいたんですが、上位計画の中ということで、頂いている冊子の26、27に、各施策がどのようにまたがって関係をしているかどうかという、かなり長い時間をかけてお願いした記憶がございます。

先ほど、和気先生のお話の中で、各所轄がどこなんですかということで、理念的な計画を我々がこれから担うとすると、その部分はいじらずに、何か理念だけの話なのか、それとも、例えばなんですけど、今後、新しい人材を配置するということになる、どうしても新しい負担、新しい経費、そういったものになりがちなんですけど、実際、またがってやることによって何か成果を得られるという、そちらの方の議論が余り見えてこなくて、前回、そのことを何回もお話ししたつもりでいるんです。

これは、私も行政の方は素人で大変申し訳ないんですけど、その実行のあり方とか、難しさもあるのは百も承知で申し上げているんですけども、この上位計画の中だったら、その整理をするということがとても重要じゃないでしょう

か。そうすると、いろんなところに人材が生まれて、財源が生まれるのか私はわかりませんが、その観点が出てないかなというのが私の印象ですが、私の考えが間違っておるであれば、先生からご指摘いただきたいと思っています。

会長:いいえ、私も同じ感想です。

ただ、要するに、国の方向でいうと、この4月から重層的支援体制整備事業というのが地域共生社会の中で行われるようになって、私の理解に間違いなければ、全部、縦割りでやっていますよね、基本的に。ニーズがあるから、それに予算がついて、人がついて、サービスを提供している、施設もあります、ということで、完全に縦割り状態になっている。

しかしながら、それを横割りにしようじゃないかというので、棚卸しという表現をたしか使っていたと思いますけれども、簡単に言うと、引っ剥がすわけですよね、その中を。共通になりそうなところの事業を引っ剥がしてきて、プールをつくって、お金を改めて必要なところに配分しようじゃないかと。今までは縦割りになっていてがちがちだから横にニーズが広がっているような問題に対応できないので、少し引っ剥がしてプール作って上手く配分しましょうということをやろうと始めた。

ただ、結構、そう簡単ではないですね。引っ剥がすと言ったって、それを利用している人がいるし、ニーズがあるからその事業を所管課が持っているわけだから、それを簡単に全部こっちに寄越せというのは、簡単なことではないので、相当部長とかもっと上ですよ、区長とかにイニシアティブというか、リーダーシップがないとなかなかできない。

1, 800ぐらいの市区町村がありますけど、それに手を挙げて、やろうとか、やってもいいですよと言っているところは300ぐらいしかないんです。残りは様子を見ているという状況で、ちょうど今、過渡期になっておりますけど、今、坂本さんが言われたのは、多分、引っ剥がして、プールして、それで、もっと本当に必要なところにお金と人を配分しましょうということだと思っておりますけど、それは、実は前からそう言われていた。

国の制度的に言うと、そういうことがようやく始まったので、板橋も、この計画づくりで、本当はそういうところに乗っかってできればいいのかもしれないんですが、限られた年数と限られた回数では難しいので、私は、個人的には議論をきちんとしておくということを考えている。前回は、私は関わってい

ないので、どこまで具体的な議論をしたのかというのは分からないんですけど、本当にやるのであれば、そういう議論をきちんと詰めておいて、重層的支援体制整備事業が進んでくれば、そういう制度に乗っかって、もう一回、全面的に見直しをかけてやるんだということが具体的にようになってくるというふうに、お話を伺って思いました。

事務局:今、重層的支援体制整備事業のお話がありましたけれど、まさに、今まで縦割りだったものを上手くくっつけて、それで、必要なところに配分していくということでもあります。会長のお話のとおりです。

ただ、区の内部の体制は、どうしてもそれぞれの部局ごとに予算化されているという慣習もございますので、それに向けた体制づくりというのは早いかなというふうに思っているところでございます。

会長:実は、基礎自治体、ここでいうと板橋区は、大変だと思います。なぜかというと、国は全部縦割りなんです。国も全部横割りの制度でやるなら自治体だってできるけど、全部、縦割りで予算とお金、権限が下りてくるので、それは難しいんじゃないかな。更に言えば、その中間にいる東京都は何をやっているんだという話になりますよね。本当は、広域で東京都が調整をするということなら分かるんだけど、市区町村だけに、そういうことをやれやれというのは、どうなんだろうかというのは、私も斜に構えて見ていましたけどね。

だけど、市区町村は、直接住民と接するセクションであるので、必要性は高いので、そういう方向へもっていった方がいいのかなというふうには思っています。「言うは易し、行ふは難し」の典型的な例だと思いますけど、少なくとも半歩でも一歩でも、まず、やってみるということは大事なかなというふうに思います。

委員:私は、メモリーカフェというところで時々呼ばれて、結構、町会の方たちとよくお話をしたりするんですけども、先ほどの基本理念というところを見ても、結局、地域で支え合うとか、共生社会ということで、地域の人たちということ、最終的に、町会にこれをやってください、町会で何かしましよと、そこに色々下りてくるんですけども、実際に、町会というのが、すごく強固な基盤を持っているかという限られた人たちが頼まれて、どうしても頑張らなきゃいけないというところでやっていらっしゃる方が多くて、あれもこれも、みんな同じような方が背負ってしまっていて、なかなかそういう意味では、こう

いう計画を立てても、最終的に、地域で何かしましょうという標語を残しただけで、大変になるのは町会の一部の人たちということになってしまうんですね。

認知症の対策でも、その地域で人との繋がりを持ちましょうといっても、まちの中にいらしやるのは、多くは高齢の方々、それを支えるのも高齢の方々ということになってしまう。本当にまちづくりというのを、もう少し根本的に考え直さなきゃいけないんだらうというふうに思います。

若い人たちも、まちの中で働けるような場所が、当然、必要だろーと思えますし、その中で、色々な障がいの方とか、お子さんのそういう面倒を見るような方とか、色々な方が、まちの中で人材として出てくるようなまちをつくっていかないと、恐らく、こういう話をしていても、最終的に、地域で頑張りましょうといっても、もぬけの殻のような計画になってしまうんだらうというふうに最近はおもっております。

多くは、そういう町会でも、ボランティアでやっていらしやるというところで、それが、少しでもリードしてもらえるようなものというのが必要になってくるとすると、ここにも書いてありますけど、区内の企業というのが、もう少し関与して、当然、対価をもらえるような仕事をつくっていくとか、あるいは、何か拠点をつくっていくとか、そういうことをまずやってまちを盛り上げるようなところをつくった上で、そこから人材をつくって行って、色々な計画を実行できるような体制にしていくということが必要なんじゃないかなと思います。概念的にここに住民、NPO、社会福祉法人、企業、地域の多様な活動主体が、連携しながら取り組みを支援するといっても、なかなかそれをまとめるというのは、これは行政がやるのかどうかというのは難しいところですけども、そこで何か仕事を作るといふようなことから始めていかないと難しいのかなというふうには、いつもおもっております。

年代で色々なサービスが違ふ。いわゆる高齢者ですとケアマネジャーとか、当然、65歳以上であれば地域包括支援センターが動くわけですけども、地域包括支援センターはあくまでも高齢者が対象なので、例えば、小児の在宅医療が必要な方たちというのは、そのような支援とかそういうところはほとんどないために、結局は、ドクターとご両親との関連性から訪問看護を頼んだりとかというようなことになって、その辺で、相談業務に関わるような人たちがなかなか生まれにくいというか、そういう意味での繋がりというのが年齢でない

となると、医療の面でもその辺りは、切れ目のないと言いながらも、切れ目があるような体制になっているので、もう少し、何か、そういう行政的なサービス、あるいは地域包括のようなものを全世帯に広げるといような流れにしていく方が、その辺りがスムーズにいくのかなと思います。そういうまちづくりとやっぱり年齢の切れ目をなくすということは非常に大事なところなのかなと思います。

会長：シームレスという言葉がありますけど、全部繋がっている状態ですよ。

委員：今、先生にとってもいいお話を伺って、板橋区の場合、確かに地域包括支援センターという名前がございますよね。これは全国にあるわけですがけれども。ところが、これが介護保険の財源みたいな形で運営されているということだから、先ほど、縦割りというお話が出ましたけれども、予算の縦割りだけじゃなくて、本来、縦割りというのは余りいい言葉じゃないのですが、縦割りも大切なことだと思っているんですね。というのは、それぞれの部とか課の専門性がどんどん高くなっていくためには、縦割りじゃないですが、専門性というのはとても大事にしていかなきゃいけない。

ただ、縦割りだと、これじゃあ水を掬^{すく}えないけれども、寄り添っていけば水が掬えるということで、もう少し各専門性のある人たちが寄り添っていけば、板橋区ももっとよくなるだろうなという話なんです。

ところが、確かに介護保険の財源ではあるんですけど、板橋区の場合では、おとしより保健福祉センターが中心になって、厚労省の言っている地域共生社会をつくっていきこうということで、第一層ができて、第二層もあり、18地区で支え合い会議ができて、現実に、先生がおっしゃった、地域の町会、民生委員、それからNPO、色々な方たちを集めて、各地区で特色をもった活動が始まっています。

そこへ、じゃあ、さっきおっしゃられた子どももそこへ遊びに来られる、そういう文京区みたいなやり方とか色々あるんで、そういうふうなことが板橋区ではどうも許されない、財源の関係でということ、もっと大きな形でまちをつくっていくということが、これから必要になってくる。そういう中に、板橋区にはいないんですけども、地域福祉コーディネーターというのを置いていますね、もう少し組織立ったまちの作り方をこの福社会議の中で作り上げていただけたらと。子どもの居場所づくり、それから、年寄りの居場所づくり、そ

ういうものが一つになっても別に全然いいことですよね。おじいちゃん、おばちゃんになかなか会えない小さな子が、そこに行ったら、おじいちゃん、おばあちゃんがいて優しくしてくれるというのがとてもいいことだろうと思います。そんなのが今回のこの会議の中から生まれていったらいいなというふうに思っています。

委員：フラワーの松村です。私は子育て支援ということでずっとやってまいりました。活動していきながら、子育て支援はまちづくりだなと思ひまして、最近が多世代交流ということで、みんなの居場所という形で、赤ちゃんから幼児さんたちがいる親子と、地域の高齢者の方との居場所づくりを進めています。お子さんと一緒に、地域のお年寄りがおはなし会をみていただいたり、先だっては七夕の飾りを笹の葉にくっつけて帰ったり。また、私たちは子どもの居場所の連絡会に入っておりますから、今は一緒に食べられませんので、食材配布会があります。そういったものを何年か続けてきました。

その中で、狭間の方がいらっしゃることが分かってきました、はっきりと。あるお年寄りですけど、50代の息子さんがお二人。一人は障がいのある方で、作業所か何かにお勤めしているということで、賃金が、このコロナで減ってしまいました。もう一人の弟さんは、引きこもりで、ずっとお仕事をしていられませんか。お風呂のないアパートに住んでいらっしゃる。お母さんは認知がきてしまって、私たちは何か月も心配して、でも、そのお母さんの妹さんと連絡が取れるようになりまして、妹さんにお話を進めさせていただいて、包括へ行く、そして福祉事務所へも行くということを進めさせていただき、今お話は進んできています。

私たちは、これからも軸足ぶれずに活動をしていきたいなと思っているところなんですけれども、このコロナで難しい。大勢の方においでなさいということができませんけど、商店街さんに協力していただいて、商店街さんの会議室を使わせていただいて活動している。しかし、その商店街さんの会議室が2階なものですから、お年寄りがなかなか難しいというのを聞きますけど、「丸ごと」だと思ふんですね。私たち一人では救えないです。本当に「我が事」だけではなくて、一緒に、みんなで狭間の方を救っていくということが大事なんじゃないかなと、本当に活動して痛感しています。

委員：相田会長とともに民生委員をやっております、長澤です。

初めてですけども、先ほど先生からの冒頭の話にありましたとおり、ここで福祉計画をやっていくときに、どうしても壁になっているのが、縦割りのあり方という。それは、福祉行政の中で、さっき相田会長が言っていた、専門的に培ってきたものだから、それはそれで置いておかないといけないんですけども、板橋区は幸いなことに、23区、あるいは日本の中でも、先進的に福祉の行政サービスは充実していると言われていただけに、それぞれの分野でこれだけの行政サービスをやっているもったいないなと思っているんですね。

私的には、それぞれ縦割りの中で、一つ大きくネックになっているのは、それぞれの部署が持っている個人情報はどうしても共有できないところに一つ壁があるような気がします。というのは、私が実際に個別の案件でやっているところでは、8050じゃないけども、80近いお母さんと、それから、もう50を過ぎた、ずっと引きこもりに近いような息子がいるんですけど、その子は実際は難病になっておまして、脊髄の病気から、だんだん筋萎縮症という症状で、今は歩くのがやっとで、小さな家に、2階と1階で一間ずつしかないところで、息子がそういう病気もあって、10年間、2階に住んでいて、その2階を登ったり下りたりするのも、今はほとんどままならなくなっている。そういうところに、色々な形で相談を受けまして、お金もなくなっている。生活保護を受けなさいと、最初はそこから始まったんですけども、それから、お母さんは介護保険のことがあって包括に繋いだりとか、一つの家の中にも、既に複数の案件があるわけです。それを、それぞれの部署で、お母さんも足が不自由で、それぞれ駆けずり回って交渉しながら今のサービスを受けておられる方です。そのたびに僕はついていってあげるんですけども、こういう方のケースの場合、関係するところでケースカンファレンスみたいなものを開いて、継続的に年に一回でも二回でも、そういうところで現状と把握をしてやっていけば、もう少し上位計画である福祉計画がそこまで提供できるんだというところを、板橋区は率先してつくっていただけないかなと、つくづく最近、思っているんですね。

せっかく総合的に福祉計画をやっていこうと言っているんですから、せめて板橋だけでも、これだけの立派な行政サービスの中で、個別に繋いでくる、それが地域の繋がりにもなっていくというところを、関係者を集めてやっていくとか、あとは、もう一つは、子育てのところでも、保健所に行って定期検査を

しますよね。そこで来なくなってくる親もいるわけですよね。そうすると、どうしたらいいんだろうというところだけれども、誰もそこを見てあげられる人はいない。そうすると、地域の民生委員さんが様子を見ていくとか、そういう繋がりを深めていくというところに、個人情報という壁を越えて繋がりをつくっていきけるんじゃないかというのをすごく思っているんです。そういうところを特に制度としてせつかく作っていただけるとしたら、この福祉計画の中に盛り込んで、まちづくりに役立ててもらえたらというのが私の今の感想です。

会長：ありがとうございます。皆さんのお話を伺って思ったのは、板橋ではおとしより相談センターでしたでしょうか。地域包括支援センターは、私が^{そくぶん}仄聞で聞いたところは、元々そういう名前を使ったのは、障がいも高齢も貧困者も、全部、地域で包括的に支援しようというふうにいずれなるだろうということで、介護保険の高齢者のところが先鞭をつければ、ほかのところは全部それに乗っかってきて、いずれ地域包括になるからといって、介護保険になぜか地域包括支援センターとなっている、おかしいんですよね。介護保険の中にそれがあるというのはおかしいんだけど、当時の国の担当者はそういうふう考えていたということで、あえて地域包括支援センターというふうにしたんですね。

だけど、その後、ほかの部署も乗ってこないというので、今こそ、文字どおり、障がいも児童もみんな入れて、包括的な支援センターというのをつくって地域福祉を進めていくんだというようなことをやればいいのかと思います。

なおかつプラットフォームという表現がありますけど、色々な人たちが出入り入ったりするような場を、あるいは、そういう空間を、板橋区の中にたくさんつくって、誰もがそこへアクセスできる、そこから区のサービスに繋がっていくみたいな、そういうシステムをつくれないうのかなというような、それが福祉のまちづくりであると同時に、福祉でまちづくりということになるので、そういう方向でやっていきませんかというふうな話だと伺いました。ぜひ、事務局の方で受け止めていただいて、どういうことが考えられるのか、考えていただきたいというふうに思います。

それでは、第3章にいきましょう。よろしく願いいたします。

事務局：それでは、13ページの第3章。実施計画2025、1、施策の方向性についてでございます。

まず、(1)の将来像についてですが、板橋区地域保健福祉計画では、地域

共生社会の実現に向けて「住み慣れた地域でつながる保健と福祉のまち」を将来像として掲げております。

また、包括的な支援体制の確立を実施計画2021に引き続きめざすべきものとし、それに新型コロナウイルス感染症の影響による「新しい日常」の視点を踏まえつつ、板橋区の重点戦略の一つであるSDGs戦略ビジョン「誰一人として取り残さない安心・安全なまち」の実現に向けた施策を展開していきたいと思っております。

そちらの(2)の基本理念と施策体系でございますが、こちらにつきましては、実施計画2021の三つの基本理念を下の枠の中に書いてございますが、それを踏襲しつつも、これまでの検証と課題を踏まえまして、実施計画2025では、既存の施策を整理し、新たな視点で展開していく必要がございます。福祉関係の個別計画に掲げられている事業につきましては、資料として、掲載するにとどめておきまして、地域保健福祉計画につきましては、2ページに記載しておりますが、社会福祉法第107条で規定してございます各福祉分野において共通する部分や、どの個別計画にも属さないけれども福祉分野として大きなテーマとなる施策など、上位計画となり得る内容を基本理念ごとに体系化して示していくということを想定しているものでございます。

14ページの方になりますが、包括的な支援体制の現状でございます。現在、高齢、障がい、子ども、生活困窮では、既存の相談支援機関におきまして、包括的な相談支援体制が整備されつつありますが、分野外の相談を受けた場合には、適切な機関へ繋ぐなどの対応を行い、中には苦慮しているような状況でございます。今後は、近年、話題となっております8050問題や、ダブルケアといった複雑化・複合化している課題や、引きこもりやごみ屋敷のような、プライバシーに関わり、制度の狭間の問題にも対応していくために、分野を超えて一体的に課題を受け止め、包括的な支援体制の構築が必要となってきます。

中ほどの、こちらの図につきましては、厚生労働省の資料を引用してございますが、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制について、それぞれの分野ごとに囲まれている枠からはみ出ているところにあるものが既存の制度による解決が困難な課題であります。課題と当該制度の狭間にあるような部分がこれに相当するものでございます。また、下に記載されております土台としての地域力の強化。こちらにつきましては、地域住民との地域力を強化することに

よって、「我が事」と考える地域づくりであります。

区では、社会福祉法の改正により、本年4月に施行されました重層的支援体制整備事業の活用のあり方も含めまして、地域の実情や課題を整理しつつ、包括的な支援体制の構築を進めていきたいというふうに思っているところでございます。

そして、本日、机上にて、厚生労働省の資料を抜粋したものを追加して配付しているものでございます。表面につきましては、政府のイメージということで、この重層的支援体制整備事業の三つの柱という、相談支援、参加支援、地域づくりに向けたものを記載しているものでございます。また、包括的な相談支援体制におけます機能例としましては、15ページのところの枠で囲っているところに示しておりますけれども、属性や世代を問わない相談の受け止め、多機関の協働コーディネート、あと、支援が届いていない人への働きかけとしてアウトリーチの実施など、また、それに対応するための整備例といたしまして、ワンストップ窓口の設置や連携体制などのことについて記載してございます。

そちらの追加資料の裏面につきましては、自治体での実際の取組事例ということで、参考程度に見ていただければというふうに思っております。

なお、板橋区につきましては、福祉事務所におきまして総合相談窓口をしております。そこでの色々な相談につきましては、各関連機関に繋ぐように連携をとっているところでございますが、制度の狭間への対応など、課題もあるところでございます。

こちらの15ページの機能例、構築の整備例につきましては例示でございますので、皆様方におかれましては幅広い観点からご意見を頂戴できればというふうに思っているところでございます。

また、15ページの中ほどに記載してございます包括的な支援体制の構築に向けた課題でございますが、これは庁内で相談などの窓口を持っております関係所管課へ現状と課題について実際に聴取したものにつきまして、意見を大まかにまとめたものでございます。各機関の取組状況等の情報共有だとか、現状把握と課題整備、各分野の相談に対応できるスキルを持った相談員の育成、あらゆる関係機関が連携しながら、区内の地域課題へ連携し、対応していくという意識の醸成、地域の多様な活動主体との連携体制の構築などが挙げられてい

るところでございます。あくまでも、この意見につきましては、行政側から見たという意見でございますので、ご理解いただければと存じます。

そして、その下に太字の下線で書いてあるところですが板橋区の現状に即した包括的な支援体制の構築に向けて、こちらが今回の協議会の議論の中心になるところではないかと思うところでございます。

1点目としましては、複雑・複合的な地域課題の実情、2点目が、地域の課題解決に向けて必要な連携体制。そして、3点目が求められる包括的な相談支援体制です。

こういったことにつきまして、ぜひ、協議会委員の皆様から意見を伺いながら検討してまいりたいと考えているところでございます。

そして、その下の2の施策の展開でございますが、こちらにつきましては、基本理念ごとに各施策の詳細について示して、「実施計画2025」の計画期間であります令和4年度から令和7年度までの4年間の取り組みの展望することを記載してございます。今回の協議会のご意見を踏まえまして、次回の協議会でお示しできればというふうに考えてございます。

そして、16ページの第4章の計画の推進ですが、こちらは、この計画の推進に向けて、計画の実効性を高めるために推進体制を明確にしていければというふうに考えているところでございます。

そして、資料編としましては、こちらのイメージではあるんですけども、各個別計画内での地域保健福祉計画に関わる事業の一覧、計画策定に関わる要綱、委員名簿、そして策定の年間スケジュールなどを記載していく予定です。

そして、17ページ以降につきましても、参考資料としまして、地域福祉に関する国や都の動向についてまとめたものでございます。雑駁ではございますが、説明は以上でございます。

会長：どうもありがとうございます。何かご質問、ご意見はいかがでしょうか。

委員：板橋区肢体不自由児者父母の会の藤井です。初めての方もいらっしゃると思いますので、うちの会のことを、紹介させていただきます。

うちの会は、知的にも身体にも重度の子たちを持つ家族の集う会になっております。重度と申しますが、高齢者の方の要介護の多い方と同じだと思いますが、食事も、着替えも、排せつも、全部、介護が必要という形で、大変重度の子たちがいる中で、その中でも、第三者、それから包括的ということが出てき

た中で、お伝えしたいなと思ったのは、そういった重度の子たちを抱えている親の会なんですけども、その中でも医療的ケア児が近年障がいの重度化により人数が多くなっています。これが、先日6月11日に、たんの吸引などが必要な医療的ケア児の家族に対する支援法という法案が通りまして成立されました。本当に、教育の部分において、そういった形で、例えば人工呼吸器のお子さんを持つお母さんやご家族の方が待機されていた部分が、今は、学校では待機を外されています。

親御さん、ご家族のそういったご負担等を少なくするためにも、介助を外す、そういった形で、この法案自体は2万6,000人にも及ぶ皆様の医療的ケアを抱える人たちの署名運動で法案が通ったということもあり、今度はその子たちが地域に出てくるんです。

今は学校に通っていて、今度、地域に出てきて卒後の問題が発生してまいります。その中で、正直申し上げて、今の板橋区では全くもって整備が整っていないと感じております。

先ほど相田会長が仰った隙間があるのも寄り添えばということ、私も、専門性が問われるので、縦割りも必要だと思います。その専門性のある方々が寄り添うことによって救っていけるという部分で、特に医療に関しましては、色々なところが複雑化されて関わってくるので、そこを、医療的ケア児が、今度は「者」になってきますので、そこを救っていくところを、ぜひ、この地域保健福祉計画の今後の中に入れていっていただきたいというのが、まず1点です。

2点目が、先ほど来、長澤委員の方からもお話がありましたが、当会も、そういうことで、自分の子どもも重度で、介助していますが、私ぐらいの年齢だと、今度は親の介護が入ってきて、まさしくダブルケアで、そこで色々なところで出てくるのが、いつも壁になり出てくるのが、障がい者本人も高齢化になることによる介護制度の財源の問題が出てくるので、ここまでは障がいの分野の財源、ここまでは介護の高齢者の財源、本当に一つの同じ家庭の中で縦割りになっているので、ここを本当に、どういうふうに区として考えていくか、また、人数も多くいらっしゃると思います。

私どもの会に所属している方々は、まだ積極的に出ておられますけれども、在宅において、ずっと、それこそ親子で引きこもっていらっしゃる引きこも

らざるを得ない環境であるということもあるかと思うので、ぜひ、こちらの包括的支援体制、重層的支援体制は、板橋区の一品と言われるぐらい、大変なことだと思いますけど、でも、今ここでそれをきちんとやらなければ、本当の制度のところから漏れていってしまう方々がいっぱいいらっしゃいますよということをお願いのと、それでは板橋区の掲げているSDGsではない。

ましてや、今のこの地域福祉計画に関わる人たちが生きていけるというのは、みんなが生きやすい、暮らしやすいまちづくりなのかなと思うので、ぜひ、この医療的ケア児のこともそうですし、それと、介護と障がいの方で、制度の狭間という部分では今一番当会が抱えている8050問題もそうですので、これから先の計画に対して申し上げたいなと思いましたが、よろしくお願いたします。

会 長：ありがとうございます。他に何かございますか。

委 員：昨年の12月から今年の1月にかけて、厚生労働省と文部科学省はヤングケアラーについて初めての実態調査を行ったということでございました。中学生は17人に1人、高校生は24人に1人の割合で、世話にかけている時間は、平日の一日の平均で、中学生が4時間、高校生が3.8時間。一日に7時間以上を世話に費やしている生徒は1割を超えていたということでございました。

子どもが担う負担や不安は心身の発達に大きな影響を及ぼすかと思われまます。それぞれの家庭で抱えている問題はなかなか顕在化できないかと思いますが、ヤングケアラーの早期発見、ニーズの把握などは大きな課題であると思っております。

会 長：ありがとうございます。地域共生社会って、別に福祉だけじゃないんですよ。文部科学省もやっているし、ほかの省庁もやっている。安倍内閣のときの「一億総活躍プラン」というのがあって、その中の一つに、介護離職ゼロというのが掲げられて、柱として、その文脈で実は地域共生社会が出てきているので、内閣府からトップダウンできていますから、各省庁はみんなやっているんですよ。どうしても我々は厚労省ばかり見ていますけど、まさに教育との関連みたいのところも出てきているのかなという感じがしますから、本当は教育セッションなどが関わっているといいのかなという感じがします。

委 員：実は、うちは企業主導型の保育園でして、今、板橋区内に企業主導型保育園が20園ほどあります。そちらは内閣府の助成金で運営されていまして、認可

保育園は厚労省、認証保育園は東京都という、本当に縦割りそのものです。今、そこが大問題になっていまして、それぞれの管轄のところでしか見ていないので、今回のコロナとか、また、災害の時の情報とか、あと、幼稚園さんとも連携は全くとれていないということです。それで、先日、板橋区内で企業主導型の評議会を私の方で立ち上げまして、そこで、今後、幼稚園さんとの連携とか、あと、ほかの認可保育園さんとの連携をとっていかなきゃなと思っているんですが、本当に行政の縦割りはなかなか直らないと思うんですけれども、子ども庁とか今後できたら変わるのかもしれないんですが、本当に大きな壁がありまして、小学校とどう連携を図っていくのか、認可保育園さんしか連携がとれていないという壁をすごく感じていますので、もしそういうのも考慮いただけるとすごく嬉しいかと思えます。

会 長：ありがとうございます。

委 員：町会連合会の小林でございます。

先ほど齋藤先生からも町・自治会の話をしていただきまして、こんなにご理解いただいている方がいらっしゃるんだとすごく嬉しくなりましたけれども、現状、町・自治会は、役員になる人もいないし、また、加入する人も減ってきているという状況の中で、どうやって地域をよくしていくのか、地域の住民同士が本当にしっかりコミュニケーションをとれるような状況をつくっていくのかということで、各町・自治会はそれぞれ苦慮しているところです。また、今、コロナで特にそうなんですけれども。

その中で、私のところなんかは、本当に日々いろんな問題が生じてきまして、ごみ屋敷もそうですし、認知症もそうですし、また、お子さんのことでとか、家族のことでとか、色々な問題がたくさん生じています。一番身近な民生委員の方とご相談するんですが、民生委員の方は守秘義務というものが引っかかってきまして、本当に100%の相談ができかねているという現状があります。そうすると、どうしても地域包括支援センターに相談したりとかしている状況なんです。

板橋区の方も、総合的な相談窓口をつくっていただいたり、最近はしていただいておりますので、とてもいいことだと思うんですけど、相談に行ける方はいいんですけど、行かれない方が本当にたくさんいる。その相談に行かれない方を、どうやって行けるようにしていくか。地域では本当に、特に女性より男

性の方の方が、本当に多様な人材がたくさんいらっしゃいますのに、それが掘り出せないという状況が現状としてあります。

先ほど来あります縦割り行政という、私も、この審議会とか協議会とか、板橋区にたくさんあるものに幾つか参加させていただいている中で、最初のころに参加したときに、とてもそれぞれの課では素晴らしい理念のもとに素晴らしい目標を立てて、みんなで協議して決めていくんですけども、横の繋がりが全く壁で仕切られているような感じがしまして、そのときに意見を申し上げて、でも、最近、板橋区の方もその辺が少しずつ緩和してきているように私は感じます。

その中で、相談窓口は一つのことしか相談しない、子どもさんのことで相談して、違う相談は違うところに行かなきゃいけないとかというふうになっていたのが、今は総合的にやっていただいているということがとても進歩したことだと思っております。私が日々悩んでおりますことは、地域の本当に細々した色々な問題点をどうやって上手く早く専門のところに繋げていけるかということで、私の知り合いとかにどんどん連携をとってやっているんですけども、ぜひ、この素晴らしい理念のもとでやっていくわけですので、目標に向かって、とにかく、急に早くということとはできないと思っておりますけれども、少しずつでも横の連携がしっかりとれてやっていければいいなと思っております。

板橋区では、この間、社会福祉協議会でサミットというのが行われまして、そこに参加された皆さんは色々な専門的な方がいらっしゃっていましたがけれども、本当にあのメンバーでしっかり横の連携をとれてやっていければ、素晴らしい板橋区になるなど、そういうふう感じております。

会 長：ありがとうございます。

委 員：板橋区手をつなぐ親の会の渡辺と申します。

手をつなぐ親の会は、板橋区に住んでいます知的障がい児者の保護者と、支援者の会で、藤井さんの方が肢体不自由、私の方が知的障がいの親ということになっております。

先ほど来、8050の話がたくさん出ていたと思うんですが、知的障がいの方も同じことで、80歳のお母さんが50歳の知的障がいのお子さんの面倒を見ているというのが、本当に、ここ最近、顕著になってきています。

強度行動障がいと言われますとても重度の知的障がいの方たち、そういった

方たちを預かっていただける場所がない、見てくださる方がいない、そういった現状があって、親御さんがとてもお休みする時間もなくずっと見ているというところで、学校時代はいいんですが、学校を卒業して社会に出てから、本当だったら、二十幾つといたら、自分でどこかに出て仕事をしたり、お友達とどこかに行ったりとかということが出来る人たちなんですけど、障がいがあることによって、親御さんがずっと見ていないといけないということもありまして、そういう方たちの行き場所がないということもあります。

あと、その重度の方たちを見ていただける場所がないというところに加えて、知的障がいの中ではとても軽度な方もいらっちゃって、一見、障がいがあるというふうに分からない方たちもとても多いです。実は、高校を卒業してどこにも繋がってなくて自宅にいらっちゃってという方が、今も娘の同級生でも何人かいらっしゃいますので、そういった方たちが、どこか社会に繋がれる場所が欲しいなというふうに思っています。

こちらの相談のところでいいますと、いろんなところに相談支援センター、包括支援センターとか書いてあるんですが、そこに行くというところの敷居がとても高いみたいで、相談の場所に行くということもできない方たちがとても多いことを考えると、先ほど、お話があったように、高齢の方から小さなお子さんまで集う場所、そういったところがたくさんあると、そこに行って、相談ではないんだけど誰かに話を聞いてもらって、そこで話を聞いた人が相談の窓口繋いでくれるというような、ハードルの低い相談場所があると、そういった方たちが行きやすくなっていくんじゃないかなと常々思っているところです。ですので、相談窓口という場所ではないところも、こういった中身の中で考えていただけたらなというふうに思っています。

会 長：ありがとうございます。

委 員：渡邊さんへ質問があります。80のお母さんが50の子どもの面倒を見ていて、だけど、80歳といたら、あと10年経ったらお母さんたち亡くなっていくんじゃないですか。そうすると、その子どもたちはどうするんですか。

委 員：そういった場合は、どこかの入所施設に入ることになるんですが、区内にはなかなかそういった場所がありませんので、日本全国を探して、その場所を探すんです。

一時、青森とかが知的障がいの中では有名だったんですが、青森もだんだん

いっぱいになってきて。本当に入るところを探している方は、日本全国探しています。私の知り合いは、長崎まで見学に行ったという方がいらして、本当に私たちは、今の年代から、自分が亡き後のことを考えていかないと子どもが1人で路頭に迷う。両親が揃っているときはいいんですが、例えば、主人が先に亡くなって、私と子どもだけになった場合、私に何かあったら、子どもはそのまま1人が亡くなると、どっちかも亡くなるるみたいな。知的障がいの世界では、親子で亡くなっていたりするのを発見されるのが多くて、そうなる前に、どこか、終の棲家を探していかなきゃいけないというのは、私たち親の会で、そういった内容をいつも検証したりとか、話をしたりというふうにしています。

会長：今の問題は、昔から「親亡き後対策」と言われていることなんですよ。なかなか、そこは遅々として進まないというので、お話を聞いていて思い出しました。本当は、グループホームみたいなところが地域にあって、その地域で暮らしていけるといいですけど、そこは旧態依然という感じで、それこそ、日本全国で入所施設を探さなきゃいけない。大体、山の中にあつたりする施設が多いわけで、どこが地域共生社会なんですかという話にはなるわけですよ。そこも変えていかなきゃいけない。

委員：私も、障がいの方の就労支援ということで、スワンカフェさんに興味を持ちまして、銀座の方まで行ってみたいとか、あと、板橋の駅向こうの滝野川のところにもありまして、そこへお話を聞きに行ったりして、一日遊びに来ている10代の女性がいらしている。ここが居場所になっているんですよということで、生活相談員の方がいらして、スワンカフェがあることで、カフェで仕事はしないんだけど、一日ここに座っていただける場所があるというのが、嬉しいことなんですということでした。私は、その話を聞きまして、就労支援というのは楽しくできる場所がないといけない。そして、就労支援の賃金体系がとても低いのではないかなと思うので、そこは、就労支援のシステムが民間とかでもできるようになって、システム構築ができたらいいなと。

あと、障がい者の方で、グループホームに勤めている方からお話を聞くと、外国人の方とかがいらっちゃって、外国人の方で障がいをお持ちで、親御さんに、ご本人がこうですよということをお伝えしたいんだけど、言葉が通じなかったりして、利用者さんにまず言って、それを親御さんに伝えてもらうと、とても変な形になってしまったりすることがあります。言葉の壁というのがあ

るということですね。私は、とてもそこも気になって。

あとは、子育て支援をしながら、放課後のデイの問題があるような気がします。色々とお聞きしていますので、放課後のデイをご利用になっている方の意見まで取り上げていただけたら。

あとは、就労支援。将来、障がい者の方が明るくお仕事ができるように。今、施設ということをしていらっしゃいましたが、私の友達の弟さんも、板橋の大山ですけど、そこから四国へ入りました。夏と暮れには帰ってくるんですけど、帰りたくななくなっちゃうんですね。もう50代でしたけれども。そうすると、私の友達はお姉さんなので、お姉さんのご主人と喧嘩になって、義理のお兄さんに叩かれたり何かして、色々なことがあって、その方は、弟さんは亡くなりましたけど、そういうことのないような世界になるように、お仕事して少しでも稼ぐトレーニングを早くからしておくことが大事なのかなと思います。

会長：大事なお指摘をいただいて、就労支援の問題ですよ。これは非常に、10年ぐらい前から強調されてきた問題ですし、あとは、多文化交流とかと色々な言い方をしますけれども、こちらは国際化ですよ。どんどん外国人の方が増えてきていますから、その人たちとどういうふうに共生していくのかということになりますので、色々な問題が、地域福祉といいますか、地域共生社会にはあるわけなんですね。

これだけ集まっていろいろ言っていたら、地域共生社会の地域福祉計画に盛り込んでいく論点がたくさん出てきますから、その辺りのことを整理していただくということかなと。時間がだんだん押してきちゃったので残念なんですけど、とりあえず、そこまでのところにさせていただいて、今後のスケジュールを事務局の方からお願いします。

(2)今後のスケジュールについて

事務局：それでは、資料5の方になります。作成スケジュールでございます。

本日いただきましたご意見を加味しまして、今後、骨子案の方を事務局で作成いたします。また、その内容につきましては、今後、区の会議体になりますが、幹事会や推進本部で協議の上、調整を行った後に計画の素案の作成に取りかかればと思っております。

皆様方につきましては、こういった骨子案、素案につきましては、今後、メールもしくは文書等でお送りさせていただければというふうに思っているところ

でございます。

また、次回の協議会は10月頃に予定しておりますので、また、皆様のご意見をお伺いした上で、再度の手直しを行った上で、11月中旬頃には、その時点での素案について、うちの広聴制度でございますパブリックコメントによりまして意見募集を行いまして、いただいた意見を参考に、最終案を調整していければというふうに考えてございます。

そして、1月上旬頃を予定してございますが、3回目の協議会におきまして皆様のご意見を頂戴いたしまして、最終的な計画を取りまとめさせていただければと思っているところでございます。スケジュールに関しましては、簡単でございますが、以上でございます。

会 長：何か、今後のスケジュールについてご質問、ご意見はございますか。

副会長：皆様、お疲れさまです。

私は前期の推進委員会の方も参加させていただいたもので、都合があって出席回数が少なかったもので、全然把握できていないところもあるんですけども、住民のお立場や、それから、ここで仕事をしている方たちのご意見というのが色々多岐にわたって出たかと思うんですが、それを、各分野でどのように持ち帰って地域福祉計画に反映させていくのかということが一つの課題としてあるとは思いますが、今回に至るまでに、行政の方で幹事会とか委員会があったかと思うんですが、各分野のこの間に出された、評価のところにかかれていことは何だろうと思うわけですが、それがどのような形で集約をなさって、どこに重きを置いているのか。これはすごく重要だから、今回の委員会の中で、ぜひ、具体化しなきゃいけない。

例えば、さっきの総合相談センターみたいなものがそうかなと思うんですけども、そういう取りまとめとコーディネートがどのように進んでいるかというのが全く私たちに見えないですね。

だから、そこのところを、ぜひこういうふうに、この間、進めてきましたというのを、それぞれの分野の方々の取りまとめの状況をお聞かせいただいた上で、次回、開いていただけるとありがたいなと思います。

会 長：ありがとうございます。

委 員：今、これだけ色々なお話が出ましたよね。

それで、ここの12ページの基本理念3ですけども、「すべての人が認め合

い住みやすい～ユニバーサル～」と、ここに書いてあるダイバーシティもインクルージョンもいいですけども、余りにも抽象的なことが書いてあって。それで、下の方の重点取組ごとの評価はハードのことばかりで、大切な人権だとか、今日言われたような、全てのあらゆる人たちが本当にユニバーサルというか、みんなが平等にというものが全然見えていないんじゃないかと思うんですよね。ここは、今日の話を踏まえて、もう一回、練り直していただいた方がいいように、勝手に思っているんですけど。

会 長：ありがとうございます。

上野先生からもおっしゃっていただきましたけど、いずれにしても、評価をきちんとする。その時に、個別の事業だけではなくて、どういう連携が進んだのかというようなことを、ちゃんと評価をしていただきたい。

あとは、基本理念と評価のところは、接合がよくないという感じがします。評価って、ただこれだけというような感じもありますので、その辺のところは、事務局の方で、次はもう少し工夫していただいて出していただいてもいいのかなという感じですね。特に、上位計画に入りますから、連携とか、統合とか、協働とか、ネットワーク、コミュニケーション、ユニバーサル、こういうものが、どういうふうに進んだのか、具体的な例を挙げながら、きちんと評価してもらおうということで、トータルの評価に持ち込んで、それをもとに、こういう計画を次に考えましょうかということではないかなというふうに思いますので、事務局の方で受け止めていただいて、次まで時間がありますから、少し考えていただけたらというふうに思います。

事務局：色々のご意見いただきまして、今日は関係課の課長も来ておりますし、縦割りというご意見もありますけど、情報につきましては共有させていただいているところでございます。

また、幹事会、作業部会等で更に細かいところを詰めていければというふうに思っておりますので、こちらの方で取りまとめをさせていただければというふうに思っているところでございます。

本日の協議に関するご意見等がありましたら、開催の案内を送らせていただきましたメール等で色々のご意見をご自由にいただければと思っておりますのでございます。

また、その他、何かございましたら、事務局までご連絡いただければ結構ござ

います。本日はありがとうございました。

会 長：では、少し時間が延びてしまいましたけれども、色々と、皆さんには熱心にご議論いただいて、どうもありがとうございました。これで、第1回板橋区地域保健福祉計画推進協議会を閉会させていただきたいと思います。どうもお疲れさまでした。